

副 本

令和2年(ワ)第32232号 国家賠償請求事件

原 告 株式会社Bot Express

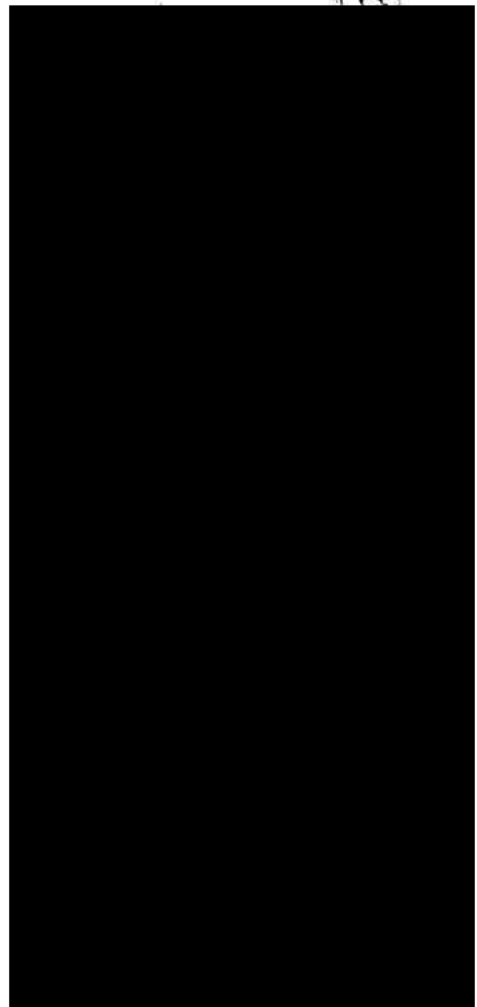
被 告 国

準 備 書 面 (2)

令和3年11月19日

東京地方裁判所民事第44部甲合議2A係 御中

被告指定代理人



第1	本件省令改正は、本件通知で示した関係法令の解釈を踏まえ、住民票の写しの交付請求等の手続を電子情報処理組織を使用して行う場合にデジタル手続法総務省令4条2項ただし書が適用されないことを明確化したものであること	3
1	本件省令改正の概要	4
2	本件省令改正の経緯	4
3	住民票省令22条の位置づけ	5
第2	原告第一準備書面及び原告第二準備書面における原告の主張に対する反論	6
1	原告の主張	6
2	被告の反論	6
	(1) 本件通知の発出が、原告との関係で、国賠法上の違法を構成すると考える余地がないこと	6
	(2) 原告のいう「現に重大な支障」が生じていることが、平成9年最高裁判決のいう「特段の事情」に該当するという原告の主張が失当であること	7
	(3) 小括	8
第3	結語	9

被告は、本準備書面において、令和3年9月29日に施行された住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令(令和3年総務省令第96号。以下「本件省令改正」という。乙13)により新設された住民基本台帳の一部の閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令(昭和60年自治省令第28号。以下「住民票省令」という。)22条(以下、同省令22条を「本改正省令」という。)について、本件通知で示した関係法令の解釈を踏まえ、住民票の写しの交付請求等の住基法の規定による手続を電子情報処理組織を使用して行う場合に、デジタル手続法総務省令4条2項ただし書は適用されないことを明確化したものであることを明らかにする(後記第1)。また、令和3年8月26日付け原告の原告第一準備書面(以下「原告第一準備書面」という。)及び令和3年10月11日付け原告の原告第二準備書面(以下「原告第二準備書面」という。)に対し必要な限度で反論する(後記第2)。

なお、略語については、本準備書面で新たに定めるもののほか、従前の例による。

第1 本件省令改正は、本件通知で示した関係法令の解釈を踏まえ、住民票の写しの交付請求等の手続を電子情報処理組織を使用して行う場合にデジタル手続法総務省令4条2項ただし書が適用されないことを明確化したものであること

住基法12条に基づく住民票の写しの交付請求をデジタル手続法6条1項の規定により電子情報処理組織を使用して(オンラインで)行うときには、デジタル手続法総務省令4条2項本文が適用される一方で、同項ただし書は適用されない。

このことは本件通知(甲9)において解釈を示したとおりであり、その解釈が住基法やデジタル手続法の趣旨等を踏まえた正当なものであることについては、被告準備書面(1)第4の2(23ないし49ページ)で述べたとおりであるが、本件省令改正に基づいて新設された本改正省令は、かかる趣旨を明確化したものである。以下詳述する。

1 本件省令改正の概要

本件省令改正は、住民票省令の一部改正により、以下のとおり同省令22条を新設するものである。

(電子情報処理組織による請求等に係る適用除外)

第22条 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号。以下この条において「総務省情報通信技術活用省令」という。)第4条第1項の規定により、法第11条第1項、第11条の2第1項、第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項及び第2項、第12条の4第1項並びに第15条の4第1項から第4項までの規定による請求又は申出を行う場合においては、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書の規定は、適用しない。

住民票省令22条は、住民票の写しの交付請求等の住基法の規定による手続について、デジタル手続法6条1項に基づきオンラインで行う場合には、その本人確認措置に関して、デジタル手続法総務省令4条2項ただし書を適用しないこととしている。これにより、住民票省令22条に規定する住基法に基づく手続については、オンラインで行う場合の本人確認措置として、必ずデジタル手続法総務省令4条2項本文に規定する電子署名が必要とされる。

2 本件省令改正の経緯

被告準備書面(1)第4の2(23ないし49ページ)で述べたとおり、本件省令改正前の法令を前提とした解釈によっても、オンラインで住民票の写しの交付請求を行う場合、デジタル手続法総務省令4条2項ただし書は適用されず、電子署名による本人確認措置が必要とされるところ、オンラインによる住民票の写しの交付請求につき、本人確認に電子署名を用いない取扱いをする一部自

治体の動きがあったことなども踏まえ、総務省自治行政局住民制度課長は、当該解釈を全市区町村に周知する必要があると判断し、電子情報処理組織を使用して本人から住民票の写しの交付請求を受け付ける場合の取扱いに係る質疑応答として、当該解釈を明らかにした本件通知を発出した。

その後、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定。乙14)において地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進が提言されるなど、オンラインによる住民票の写しの交付請求を受け付ける市区町村が一層増加することなどが想定され、このような情勢の下、法令の文言から当該解釈が明確に読み取れるようにし、オンラインで住民票の写しの交付請求等を受け付ける場合の取扱いについて、疑義を払拭する要請が高まっていると考えられた。

これらを踏まえ、本件省令改正では、被告準備書面(1)第4の2(23ないし49ページ)で述べた解釈に係る規律内容を明文化することとしたものである。

3 住民票省令22条の位置づけ

デジタル手続法総務省令1条1項は、総務省関係法令に規定された手続等をデジタル手続法6条1項の規定によりオンラインで行う場合につき、「他の法律及び法律に基づく命令…に特段の定めのある場合を除くほか、…この省令の定めるところによる」と規定するところ、住民票省令22条はこの「特段の定め」に該当する。このように、住民票省令22条は、デジタル手続法総務省令の関係規定と一体となって、「申請等のうち当該申請等に関する他の法令において書面等により行うことその他その方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織(中略)を使用する方法により行うことができる。」と規定するデジタル手続法6条1項の「主務省令」(定義につき同法18条本文)を構成するものである。

第2 原告第一準備書面及び原告第二準備書面における原告の主張に対する反論

1 原告の主張

原告は、本件通知の発出により、原告が本件サービスを自治体に提供することについて現に重大な支障が生じており、このことをもって、国賠法上違法であると主張する(原告第一準備書面・6及び7ページ)。さらに、原告は、本件通知により原告が本件サービスに係るシステムを提供することについて、「社会的事実として、本通知の存在が(中略)自治体において本サービスを利用することの支障になって」おり、「現に重大な支障が生じている」として、これをもって最高裁判所平成9年8月29日第三小法廷判決(民集51巻7号2921ページ。以下「平成9年最高裁判決」という。)のいう「その意に反してこれに服さざるを得なくなるなど特段の事情」があると位置づけ、本件通知が国賠法上違法を構成すると主張する(原告第一準備書面・2ないし7ページ、原告第二準備書面・2ページ)。

2 被告の反論

(1) 本件通知の発出が、原告との関係で、国賠法上の違法を構成すると考える余地がないこと

被告準備書面(1)第4の1(1)(20及び21ページ)で述べたとおり、国賠法1条1項の「違法」は、国家賠償制度が法益侵害を受けた個別の国民を救済するものであることの当然の帰結として、当該個別の国民に対する法益侵害があることを前提としており、個別の国民の権利ないし法益の侵害が認められない場合には、国賠法上の違法性を認める余地はないと解される。

本件につき検討すると、本件サービスを現に住民に対して提供するのは地方公共団体であって、原告は、飽くまで一私企業として、本件サービスの提供に係るシステムを原則として一般競争入札(会計法29条の5第1項)等を経て地方公共団体との間で契約を締結するという所要のプロセスを経た後に、地方公共団体にシステムを提供することができるというにと

どまる。このようなシステムを地方公共団体に提供することがあり得るとい
う原告の地位は、あくまで事実上の期待にすぎないものであって、何らかの
意味で権利ないし法的地位を構成するようなものではない。したがって、本
件通知によって、原告の権利ないし法益に対する侵害があったとは認める余
地はなく、国賠法上の違法性を認める余地はなおさら存しないというべきで
ある。

なお、原告は、本件通知の法解釈は誤りである旨主張するが(原告第一準
備書面・8ないし10ページ)、本件通知の解釈が正しいことは、被告準備
書面(1)第4の2(23ないし49ページ)で述べたとおりである。この点か
ら、本件通知の発出が国賠法上違法であるとする余地はない。

(2) 原告のいう「現に重大な支障」が生じていることが、平成9年最高裁判決
のいう「特段の事情」に該当するという原告の主張が失当であること

さらに、平成9年最高裁判決のいう「特段の事情」があるとする原告の主
張も、失当であることが明白である。

すなわち、平成9年最高裁判決にいう「その意に反してこれに服さざるを
得なくなるなど特段の事情」とは、あくまで行政指導の名宛人において当該
行政指導への不服従に事実上の制裁措置が設けられているなど、その意に反
しても服従せざるを得ないといえるような事情、換言すれば、行政指導の本
来の性格から逸脱するような事実上の拘束力が生じているといえるような事
情を指していることは、その判示から明らかである。

そして、本件通知についてみると、平成9年最高裁判決のいう「その意に
反してこれに服さざるを得なくなるなどの特段の事情」を基礎づけるような
事情はおよそ見いだすことができない。すなわち、被告準備書面(1)第4の
3(49ないし52ページ)で述べたとおり、本件通知は技術的助言に位置づ
けられるものであるところ、普通地方公共団体が当該技術的助言に従って事
務を処理する法律上の義務を負うものではないし、普通地方公共団体が技術

的助言に従わなかったとしても不利益な取扱いを受けるものでもない。もとより本件通知に従わないことへの事実上の制裁として機能し得るような措置は一切設けられていない。これらのこと自体は、原告も認めるところであると考えられる。

そして、原告はその提供するシステムの採用を見合わせているという埼玉県和光市及び愛知県東郷町の事例を挙げるものの(原告第一準備書面・3ないし6ページ)、これらの地方公共団体が本件通知の内容に「その意に反してこれに服さざるを得な」かったといえるような事情については、何らの確かな主張立証はなされていない。なお、被告準備書面(Ⅰ)第4の3(3)(52ページ)で述べたとおり、本件通知が発出された以降も、渋谷区において、本件サービスを提供していた状況が認められるところであるし(甲11)、それについて制裁的な措置がとられたという事実もない。その他、本件通知につき、「その意に反してこれに服さざるを得な」いといえるような事情はおよそそうかがえない。

さらに、平成9年最高裁判決は、行政指導の直接の相手方に生じた事実上の効果(服従を余儀なくさせるような効果)に着目して、「特段の事情」の有無を問題にしていると考えられるのに対し、原告が主張する「重大な支障」とは、原告に生じた事情であって、本件通知の名宛人である地方公共団体に生じた効果ではないのであるから、それをもって「特段の事情」があるとするのは、平成9年最高裁判決の射程外であることは明白である。しかも、前記(Ⅰ)のとおり、原告のいうような「現に重大な支障」が生じていることが国家賠償責任の前提となる権利侵害ないし違法性を基礎づけると考える余地はないのであるから、そのような事情が平成9年最高裁判決の「特段の事情」と位置づけられるとするのは、ますますもって背理というしかない。

(3) 小括

以上のとおり、本件通知によって本件サービスに係るシステムを地方公共

団体に提供することにつき原告に「現に重大な支障」が生じていることが、
国賠法上の違法を構成するという原告の主張は、失当であることが明らかで
ある。

第3 結語

以上のとおり、原告の請求には理由がないから、速やかに棄却されるべきで
ある。

以 上